

令和 8 年度

福島町議会
定例会 6 月会議

令和 8 年 6 月 1 8 日 (木)

一般質問通告書

福島町議会

令和8年度福島町議会定例会6月会議 一般質問通告書目次

番号	氏名	質問事項	頁
1	藤山 大	救急救命の重要性とAED（自動体外式除細動器）の補助・助成の検討を	3
2	熊野 茂夫	公用車の運用について	4
3	平沼 昌平	ごみ処理についての情報共有の有り方について	5

令和 8年 6月11日
10時38分 受領

令和 8年 6月11日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 1番 藤山 大

一般質問通告書

令和8年6月18日開催の令和8年度福島町議会定例会6月会議において、下記について質問したいので、福島町議会会議条例第63条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
救急救命の重要性とAED（自動体外式除細動器）の補助・助成の検討を	<p>日常において消防士・救命士の仕事は、町民の生命・財産を守る為に重要な役割を担っています。その中でも救急救命は、事故や急病などによって命の危険がある人に対して迅速かつ適切な医療を提供して命を救うための重要な仕事であります。</p> <p>救急救命の現場では、医師や看護師・救急救命士が協力し、患者の状態を素早く判断して処置を行います。特に心肺停止や重度の傷害などの場合は、一分一秒の対応が生死を左右する為、迅速な処置が重要であります。</p> <p>町内においては、消防団員や商工会会員についても心肺蘇生法（CPR）やAED（自動体外式除細動器）の講習を受け、町民の救命率を向上させるべく活動を行っております。救急救命は多くの人々の命を守る重要な医療分野であり、私達一人ひとりが基本的な救命知識を身につけることも大切であります。</p> <p>そこで、町長に以下の3点を伺う。</p> <p>①広く町民に知ってもらう為のAED設置マップの作製と周知徹底を図ってはどうか。</p> <p>②現在、消防団員・商工会会員については、救急救命の講習を率先して受講しているが、広く町民にも習得・講習を呼び掛けてはどうか。</p> <p>③町内の営業を行っている店、一般家庭でもAEDを購入・レンタル・メンテナンスについての補助・助成を検討してはどうか。</p>	町長

注) 1 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。なお、記載外については、質問できません。
2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



令和8年6月11日
13時48分 受領

令和8年6月11日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 7番 熊野 茂夫

一般質問通告書

令和8年6月18日開催の令和8年度福島町議会定例会6月会議において、下記について質問したいので、福島町議会会議条例第63条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
公用車の運用について	<p>公用車の安全運行について以下の点についてお伺いいたします。</p> <p>① 職員の日常公務での使用時には安全に十分留意されて運転されていると思いますが、町行事の開催時に町民の送迎をされることがあると思います。安全チェックはどのようにされているのか、運用規定があればその内容もお知らせください。</p> <p>② バス運用についてお伺いいたします。温泉バス、スクールバスについては運行規程に基づいて運用されていると思いますが、町民団体からの町外への運行依頼についてはどのように対応されているのか、規定・基準があればあわせてお伺いいたします。</p> <p>以上、町長にお伺いいたします。</p> <p>③ 小学校、中学校、高校生の学校行事等で生徒の移動についてのバスの運行と部活動等での町内外の移動についての対応はどのようにされているのか、また、課題もあればあわせてお伺いいたします。</p> <p>以上、教育長にお伺いいたします。</p>	町長 教育長

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること。

2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



令和8年6月11日
13時50分 受領

令和 8年 6月11日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 5番 平沼 昌平

一般質問通告書

令和8年6月18日開催の令和8年度福島町議会定例会6月会議において、下記について質問したいので、福島町議会会議条例第63条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
ごみ処理についての情報共有の有り方について	<p>この度のクリーン渡島でのごみ処理場火災により、可燃ごみの収集・処理が不安定な状況となっています。この問題は、町民の毎日の生活に直結するものであり、今後の施設改修には多額の負担費用を各市町で対応する事が見込まれるなど、町としても無視できない課題であります。</p> <p>一方で、可燃ゴミに含まれる生ごみの減量化については、家庭での水切りや工夫によって重量軽減できるにも拘わらず、なかなか町民周知が十分とは言えない状況が有ります。従前より町民に呼び掛け、協力して頂いているとは言え、当町の人口1人当たりのゴミ処理負担金は、渡島管内で最も多く、いま一つ必要な情報が届いていない思いもあります。情報が周知されて居なければ行動に繋がりません。</p> <p>その点を踏まえて伺います。</p> <p>①生活に直結する情報の共有体制は、現状で十分と考えているのか、改善すべき点があるのか、どの様な認識でおられるのか。</p> <p>②生ごみ減量化について、町民が協力しやすい形での周知強化を行う考えは有るのか。今後の具体的な取り組みを検討されているのか。</p>	町長



注) 1 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。なお、記載外については、質問できません。
2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	<p>③今後、住民生活に関する情報を体系的に発信する仕組みを検討し、従前より協力要請している住民の方々に“自分ごと”として受け取りやすい形で再構築する考えは有るのか。</p> <p>以上、</p> <p>町民の生活を守るための視点からお伺いいたします。</p>	